

意見書案第16号

こころの健康を守り推進する基本法（仮称）」の法制化を求める意見書
の提出について

上記の意見書を別紙のとおり、会議規則第14条第2項の規定により提出する。

平成24年6月26日提出

福祉文教常任委員会委員長 檜 田 充

「こころの健康を守り推進する基本法（仮称）」の法制化を求める 意見書（案）

今、国民の「こころ」の問題は深刻な状況に置かれている。

平成10年から自殺（自死）による死者は13年連続3万人を超えている。また、精神科・心療内科受診者は、平成17年以降300万人を超え、平成20年度で323万人と増え続けており、これは国民40人に1人であり、糖尿病237万人、悪性新生物152万人、脳血管疾患134万人など主要疾患を大きく上回る患者数である。

また、気分障害（躁うつ病を含む）は100万人を超えており、自殺、ひきこもり、虐待、DV、不登校、いじめ、薬物汚染、依存症などすべての問題の基礎には、こころの健康の問題があり、もはや国民のこころの健康問題は危機的な状況である。

この、こころの疾患全般による社会的経済的損失は、少子高齢化のピークを迎える2025年には、国家予算を揺るがす額になるであろうと予想されていることから、最も政策的重要度の高い疾病であることが明らかになっている。これらから昨年7月厚生労働省は、精神疾患への重点対策が不可欠との判断に基づき、これまでの「4大疾病」に「精神疾患」を加えて「5大疾病」とし、医療計画に盛り込むべき疾病と決めた。

しかし、日本の精神医療の現状は、「精神科特例」により、医師の配置基準は、患者48人に医師1人となっており、一般病院では患者16人に医師1人と、一般病院の3分の1という低い基準であり、慢性的な人手不足の状態となっている。これでは精神疾患が「5大疾病」に盛り込まれても対応できない。

こうした状況を鑑み、厚生労働省は平成22年4月から「こころの健康政策構想会議」を発足し、当事者・家族委員27名を含む90人態勢で63回の会議を重ね、平成22年5月28日に厚生労働大臣に「こころの健康政策についての提言書」を提出した。

この中で、精神保健改革、精神医療改革、家族・介護者支援を軸として、国民すべてを対象とした、こころの健康についての総合的、長期的な政策を保障する「こころの健康を守り推進する基本法（仮称）」の制定を求めている。

よって、本市議会は、国民および政府に対し、こころの健康の保持及び増進

のための「こころの健康を守り推進する基本法（仮称）」の制定を強く求めるものである。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 24 年 6 月 26 日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
厚生労働大臣

} 宛

兵庫県三田市議会